

＜対策のポイント＞
養蜂振興のため、蜜源植物の確保や植栽状況の実態把握、蜂群配置調整の適正化やダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理技術の普及に向けた取組を支援します。また、花粉交配用昆虫の安定確保を図るため、園芸産地と養蜂家の連携や在来種マルハナバチの利用拡大、健全な蜂群の供給に向けた技術導入の取組を支援します。

＜事業目標＞
○ 蜜源植物の植栽面積拡大や適正な蜂群配置調整、ダニ被害低減による蜂群数増加（21万5千群〔令和元年度〕→30万群〔令和11年度まで〕）
○ セイウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換の加速化

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 蜂群配置調整適正化支援 ① 蜂群配置調整の適正化に向けた環境整備のため、蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況の実態把握、樹木を中心とした蜜源植物の植栽・管理などの取組を支援します。 ② 適正な蜂群配置調整の参考となる優良事例の調査・分析、蜜源植物の位置や植物の種別、蜂群の位置情報をはじめとする関連データを蓄積・活用するための検討会の開催や地図データの作成を支援します。 2. 花粉交配用昆虫の安定確保支援 ① 園芸産地において、花粉交配用蜜蜂を養蜂家と連携して安定的に確保する協力プランの作成や蜜蜂の適切な管理技術、他の花粉交配用昆虫による代替技術の実証等を支援します。また、特定外来生物であるセイウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換実証を支援します。 ② 養蜂家による花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化するための蜂群の低温管理技術の導入や冬期間の管理技術の実証などの取組を支援します。 3. 飼養衛生管理技術向上支援 ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理、酸化エチレンに代わる養蜂箱の効率的な消毒方法や蜜蜂への負荷の少ない輸送方法の検討、蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための技術の普及などの取組を支援します。	養蜂等を取り巻く課題 ○ 蜜源植物の植栽面積が減少傾向で推移する中、蜜蜂の飼養戸数は趣味養蜂の普及もあって増加しており、一部では飼養者間での蜂群配置に関するトラブルも発生。 ○ 農業や熊による被害を避けるよう蜂群の飼養場所に変更の必要が生じて、十分な蜜源を確保することが困難。 ○ 都道府県による適正な蜂群配置調整を求める声が高まる中、県等が蜜源植物の植栽の状況や蜂群の配置に関する詳細な情報を把握できる仕組みの整備が必要。 ○ 近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の供給が不安定な傾向にあることから、園芸産地と養蜂家の連携等による花粉交配用蜜蜂の安定確保が必要。 ○ 施設トマト等の花粉交配に利用されているセイウオオマルハナバチは平成18年に特定外来生物に指定されており、平成29年には「セイウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を定めており、在来種マルハナバチへの転換加速化が急務。 ○ ダニ被害軽減のため、ダニ駆除剤の適正使用等、飼養衛生管理の高度化が必要。 ○ 腐病対策として養蜂箱の消毒に利用していた酸化エチレンが、大気汚染防止法において排出抑制対象となったため、代替の消毒方法の検討が必要。 ○ 養蜂家の高齢化や人手不足などが進展する中で、省力化のための技術普及が必要。 養蜂等振興強化推進事業の実施による課題の解決 事業実施により目指す姿 ○ 蜂群配置調整の適正化による蜜源の有効利用 ○ 花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の体制強化 ○ 養蜂家の所得増加と地域の活性化 ○ 蜜蜂の飼養衛生管理技術の向上等による養蜂経営の安定

＜事業の流れ＞

国

定額

協議会、民間団体等



【お問い合わせ先】（1、2②、3の事業）畜産局畜産振興課（03-3591-3656）
（2①の事業）農産局園芸作物課（03-3593-6496）

○ 国産チーズの競争力向上・生産拡大による生乳需給改善対策

【令和6年度予算概算要求額 2,200（－）百万円】

<対策のポイント>
国産チーズの競争力を向上させ、需要に応じた国産チーズの生産拡大を支援することにより、生乳需給の持続的な改善及び酪農生産基盤の確保を図ります。

<政策目標>
国産生乳のチーズ向け需要量（40.3万t〔令和元年度〕→49～55万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

国産チーズの生産拡大への支援

生乳需給の緩和基調が続いており、余った生乳の多くは長期保存が可能な脱脂粉乳に仕向けられていますが、**その国内需要は低迷しています。**

こうした状況を踏まえ、生乳需給の持続的な改善及び酪農生産基盤の確保を図るため、**国産チーズの需要創出・増産等の計画を有する乳業メーカーに対して、生産者団体がチーズ向け生乳の販売を拡大した場合、助成金**を交付することにより、**国産チーズの競争力を向上させ、需要に応じた国産チーズの生産拡大を支援**します。

<事業の流れ>

国

→ 交付金

ALIC

→ 定額

生産者団体

<事業イメージ>

生産者

→ 生乳出荷

生産者団体

→ 生乳販売

乳業メーカー

↑ チーズ向け生乳の販売拡大分への助成

（国産チーズの需要創出・増産等の計画を有するメーカー）

○ チーズ消費量のイメージ

支援により、国産チーズの生産量が拡大

○ 鳥インフルエンザ等に対応した農場の分割管理の導入支援

【令和6年度予算概算要求額 消費・安全対策交付金 2,485（2,006）百万円の内数
モデル実証 310（－）百万円】

<対策のポイント>

国産畜産物の安定供給を確保するため、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜の伝染性疾病の発生に備えた適切な農場の分割管理を行える環境を整えるとともに、必要な施設整備等を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

○ 鶏肉生産量：160万t→170万t ○ 鶏卵生産量：263万t→264万t ○ 豚肉生産量：90万t→92万t

<事業の内容>

1. 農場の分割管理に取り組むための環境整備

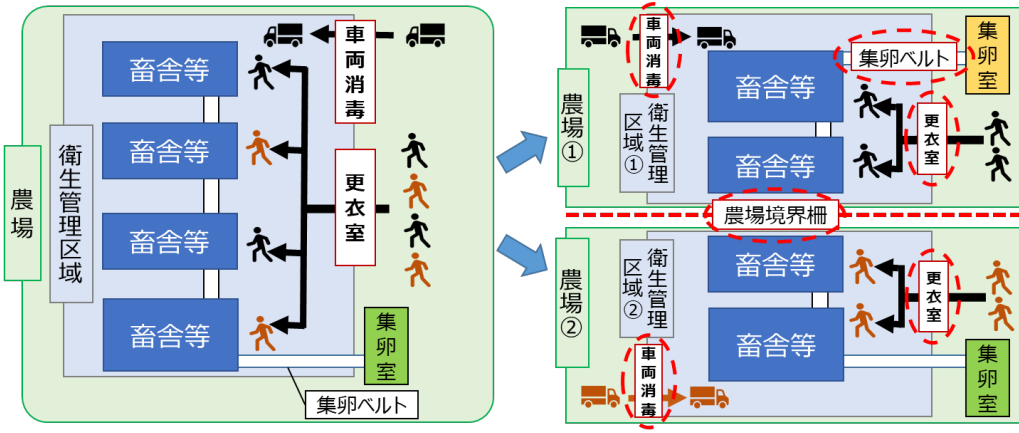
農場の分割管理に関する実態調査や優良事例紹介、分割管理に取り組む農場に対する衛生指導の取組を支援します。

2. 農場の分割管理のための施設整備

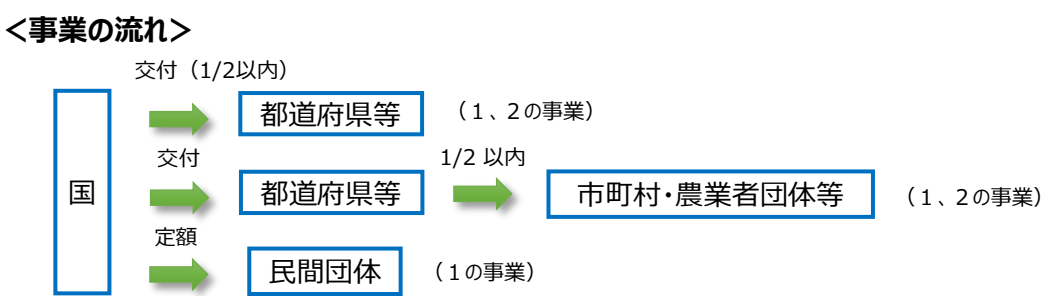
農場の分割管理に取り組む場合に、追加で必要となる更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、堆肥舎等の設備・機器等の整備を支援します。

<事業イメージ>

<農場の分割管理に当たり追加で必要な施設（赤破線）のイメージ>



農場分割のために追加で必要となる衛生管理施設や、機械・装置の共用ができなくなり、新たな導入が必要となる作業機械、集出荷ライン、堆肥舎等の整備を支援。



【お問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課（03-3502-5994）

畜産局畜産振興課（03-3591-3656）

○ 国内肥料資源利用拡大対策

【令和6年度予算概算要求額 3,601（－）百万円】

＜対策のポイント＞

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、**肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援するとともに、価格転嫁が間に合わない場合に必要となる肥料価格急騰対策に関する調査等**を実施します。

＜事業目標＞

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 施設整備等への支援

堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。

2. 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

- ① ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。
- ② 関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。
- ③ 価格転嫁が間に合わない場合に必要となる肥料価格急騰対策の発動に要する国内外の肥料原料価格の動向調査等を進めます。

3. 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

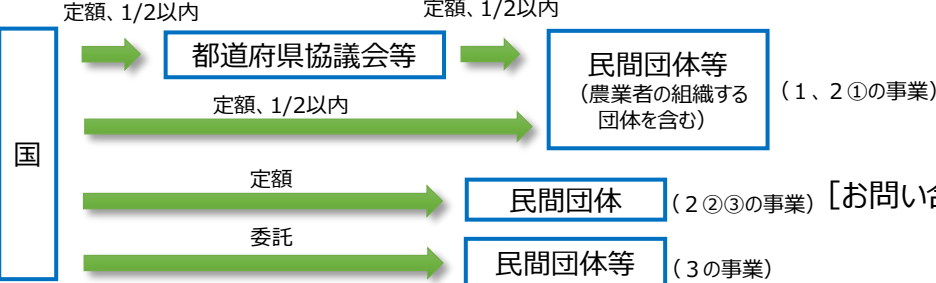
- ① 国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分の状況を調査し、土地生産力を明らかにします。
- ② 家畜排せつ物の管理方法の実態を調査し、利用状況等を明らかにします。

（関連事業）肥料原料備蓄対策事業

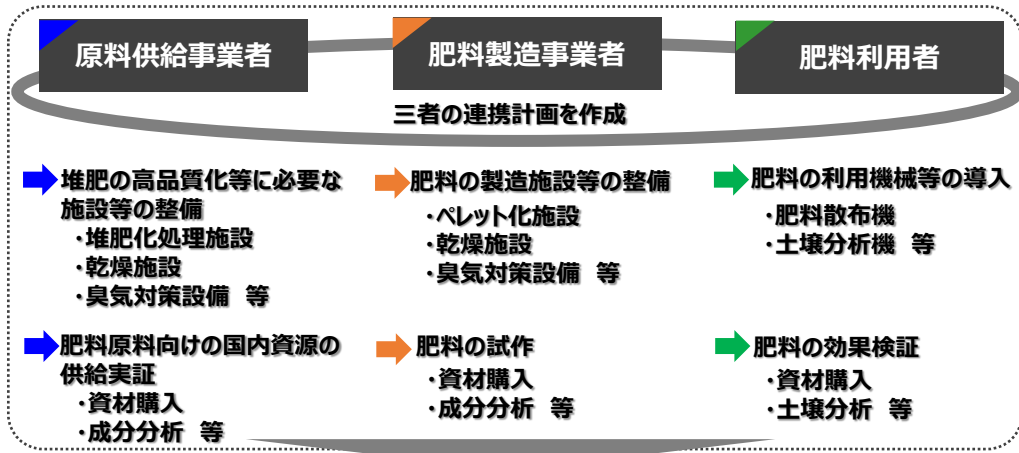
100（100）百万円

主要な肥料原料の備蓄及びこれに必要な保管施設の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



農産局技術普及課 (03-6744-2182)
農業環境対策課 (03-3593-6495)
畜産局畜産振興課 (03-6744-7189)

＜対策のポイント＞

配合飼料製造事業者等が、不測の事態に備えて策定している事業継続計画（BCP）に基づき実施する飼料穀物の備蓄、緊急運搬、関係者の連携体制の強化の取組、飼料流通の効率化の実証等の取組を支援することにより、配合飼料の安定供給を確保し、畜産経営の安定を図ります。

＜事業目標＞

畜産農家への安定的な配合飼料の供給

＜事業の内容＞

1. 飼料穀物備蓄対策

① 民間が事業継続計画（BCP）に基づいて実施する飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料の安定供給のための取組に対し、その費用の一部を支援します。

② 非常時における円滑な対応を図るため、関係者の連携体制の強化に向けた協議会の開催や、原料の利用・配合飼料の生産状況の調査等の取組を支援します。

（これまでの主な対応事例）

- ・平成17年9月～ ハリケーン「カトリナ」による飼料穀物のひっ迫懸念に対応。
- ・平成23年3月～ 東日本大震災により、東北地方以外の工場での増産による代替供給に必要な飼料穀物のひっ迫に対応。
- ・平成29年2月～ 北米の寒波の影響により、飼料用とうもろこしの輸送遅延が生じた事態に対応。
- ・令和2年3月～ 新型コロナウイルス感染症の影響で、配合飼料工場の出勤人員が減少した際に、他工場から配合飼料の緊急運搬を実施。

2. 飼料流通合理化対策

① 飼料流通の効率化・標準化に資する実証の取組を支援します。

② 新たな国産粗飼料の広域流通体制を構築する実証の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

国

5/17以内、1/3以内、1/2以内、定額

1/2以内、定額

配合飼料製造業者、協議会等

農協、協議会等

(1の事業)

(2の事業)

＜事業イメージ＞

○ 飼料穀物の備蓄（5/17以内、1/3以内）

配合飼料メーカー等が実施する飼料穀物の備蓄の取組に対し、その費用の一部を支援。

＜リスク内容の例＞

東日本大震災

ハリケーン

○ 配合飼料の緊急運搬（1/2以内、定額）

国内の災害等により、配合飼料の供給が困難となった地域に対する配合飼料の緊急運搬を図るため、必要な費用の一部を支援。

○ 関係者間の連携のための環境整備（定額）

非常時における円滑な対応を図るため、平時における関係者の連携体制の強化の取組（協議会の開催、配合飼料の生産状況の調査等）を支援。

○ 飼料輸送の効率化・標準化の実証（定額、1/2以内）

センサー等を用いた飼料の在庫・配送管理の効率化、飼料タンク蓋の遠隔開閉装置等の設置による飼料投入作業の省力化、モーダルシフト等の取組を支援。

○ 国産粗飼料の効率的な広域流通の実証（定額、1/2以内）

新たな国産粗飼料を県域を越えて流通させるための検証に必要なストックポイント等の設置のための資材費や飼料品質の調査分析費等実証に係る経費を支援。

○ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業等

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 152（152）百万円

① 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

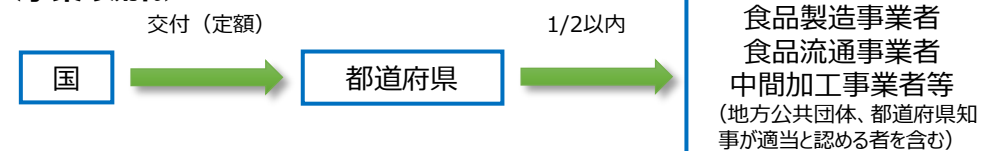
ア 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備

イ ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備

ウ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

② 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。

<事業の流れ>



〔1年目には施設や機器の実施設計（効果促進事業を含む）のみを行い、
2年目にこれらの整備を行う方法も選択できるように運用を改善します。〕

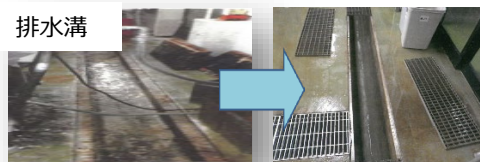
（関連事業）

食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通再編合理化施設整備事業等 2,503（1,973）百万円

① 畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する**コンソーシアム**による**食肉の流通構造の高度化・輸出拡大を図るための計画策定等**を支援します。

② **食肉処理施設の再編に必要な施設整備、機械導入等**を支援します。

③ 輸出食肉処理施設における、**多様化・細分化する輸出ニーズに対応するための高度な加工施設・設備や省力化施設・設備等の整備**を支援します。



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

〔お問い合わせ先〕 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）
畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

○ 品目団体輸出力強化支援事業

【令和6年度予算概算要求額 1,001（907）百万円】

<対策のポイント>

改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ぶり、ホタテ貝等）について、改正輸出促進法に基づき認定された品目団体等※が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめオールジャパンで行う、輸出力の強化に向けた取組を、以下のメニューにより支援します。

※認定された団体及び認定に向け取り組む団体

<支援メニュー>

- ① 輸出ターゲット国・地域の市場・規制調査
- ② 海外におけるジャパンブランドの確立
- ③ 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等
- ④ 海外における販路開拓活動
- ⑤ 輸出促進のための規格の策定等
- ⑥ 規格の普及・実装に向けたモデル実証（拡充）
- ⑦ 国内事業者の水平連携に向けた体制整備
- ⑧ 輸出手続きや商談等の専門家による支援
- ⑨ 新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験
- ⑩ 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ①-例 ・マーケティングを行う現地エージェントを活用したコメ等市場調査
・食肉加工品に係る添加物使用、成分表示等の規則の調査
- ②-例 ・手数料の徴収による自主財源の確保も可能な、錦鯉の品質や価値を証明する電子生産証明書システムの開発
・日本産ホタテ貝製品の偽造品の流通防止・取り締まり対策
- ③-例 ・米国への構造材輸出のためのスギ・ヒノキ製材の性能の検証
・輸出先の飼料添加物の残留基準を満たすぶりの養殖実証
- ④-例 ・バイヤー向けセミナーの開催、品目専門見本市への出展等
・商談の多様化に向けた真珠のオンライン入札システムの開発
- ⑤-例 ・輸送資材や温度管理、洗浄方法等、相手国等ニーズへの対応（品質保持等）に必要な規格やマニュアル等の策定
・構成員による実装に必要な認証取得への支援
- ⑥-例 ・策定した規格の導入効果の見える化に向けたモデル実証
- ⑦-例 ・旬の青果物を活用したスイーツによる外食店での長期間フェアを可能とする産地リレー出荷のための出荷時期や数量等の調整
- ⑧-例 ・市場や規制、手続き等に精通する専門家による相談対応
- ⑨-例 ・切り花等の品質保持や輸送効率化等のための輸送実証
- ⑩-例 ・任意チェックオフ導入に向けた諸外国の事例調査や国内関係者を集めた検討会の開催、徴収体制の構築、徴収事務等

現地でのPR活動



包材の規格化（イメージ）



洗浄方法の実証



バイヤー向けセミナー・商談会



リレー出荷による
スイーツ店での
長期間フェア



○ 畜産・酪農経営安定対策

【令和6年度予算概算要求額（所要額） 229,348（226,514）百万円】

<対策のポイント>

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<政策目標>

- 生乳生産量の増加（728万トン〔平成30年度〕→780万トン〔令和12年度まで〕）
- 牛肉生産量の増加（33万トン〔平成30年度〕→40万トン〔令和12年度まで〕）等

<事業の全体像>

○ 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。

酪農経営対策

加工原料乳生産者補給金等 所要額 37,470（37,470）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構（A L I C）を通じて対象事業者に対し、補給金等を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

加工原料乳生産者経営安定対策事業 所要額 5,948（3,114）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）の取引価格が補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

養豚経営対策

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）所要額 16,804（16,804）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

肉用牛繁殖・肥育経営対策

肉用子牛生産者補給金 所要額 66,227（66,227）百万円

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする指定協会

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）所要額 97,726（97,726）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構（ただし、積立金の管理は農林水産大臣が指定した者）

採卵養鶏経営対策

鶏卵生産者経営安定対策事業 所要額 5,174（5,174）百万円

鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。併せて、鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

事業実施主体 （一社）日本養鶏協会

酪農経営安定対策

【令和6年度予算概算要求額（所要額）43,418（40,584）百万円】

＜対策のポイント＞
加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

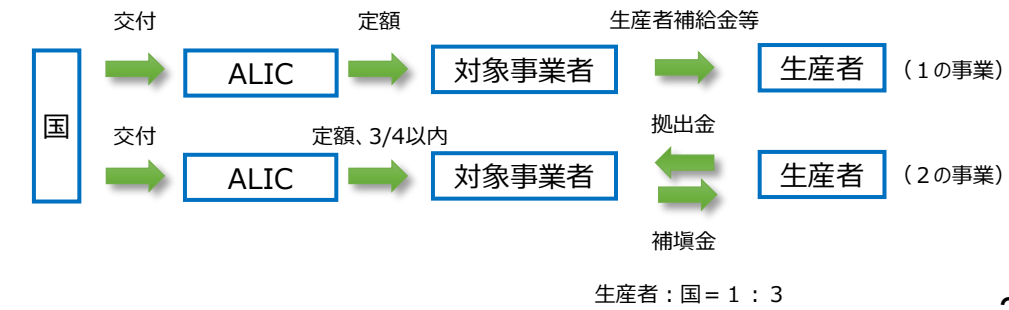
＜政策目標＞
生乳の生産量の増加（728万t〔平成30年度〕→780万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

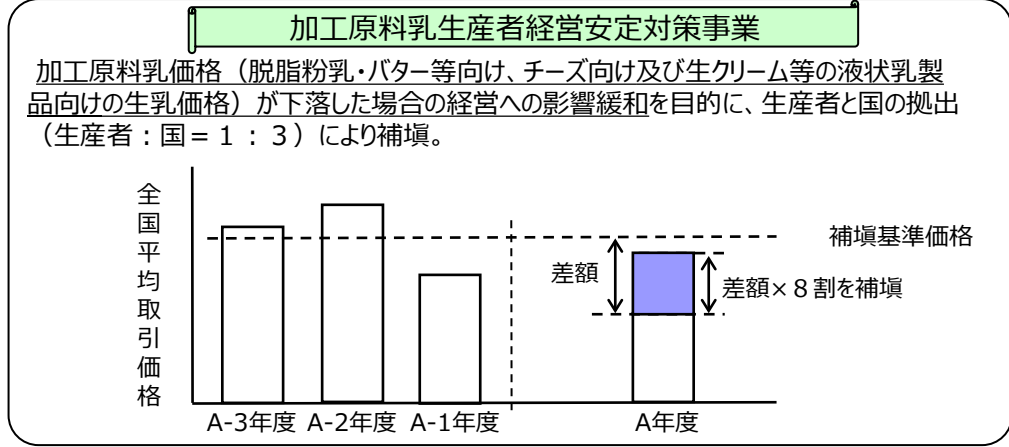
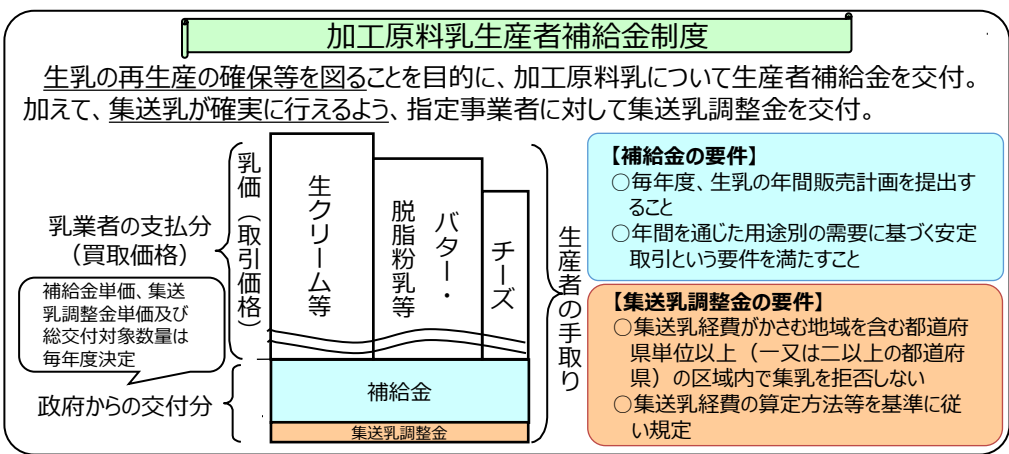
1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付
(所要額) 37,470 (37,470) 百万円
畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填
(所要額) 5,948 (3,114) 百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続
加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



○ 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策

【令和6年度予算概算要求額（所要額）163,953（163,953）百万円】

<対策のポイント>
肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
（TPP11協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。（平成30年12月））

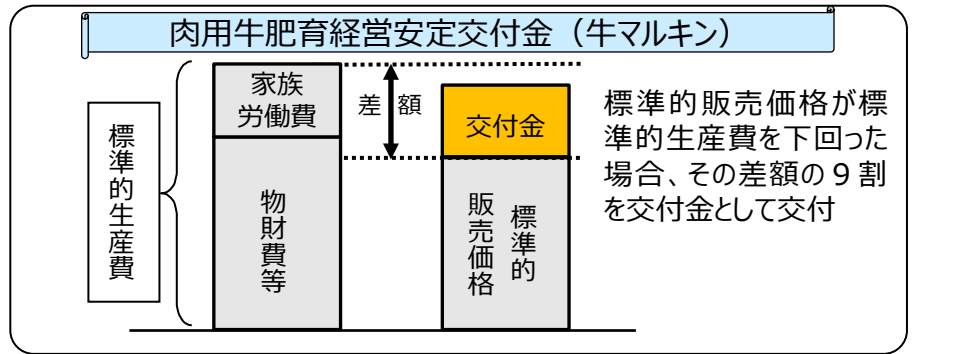
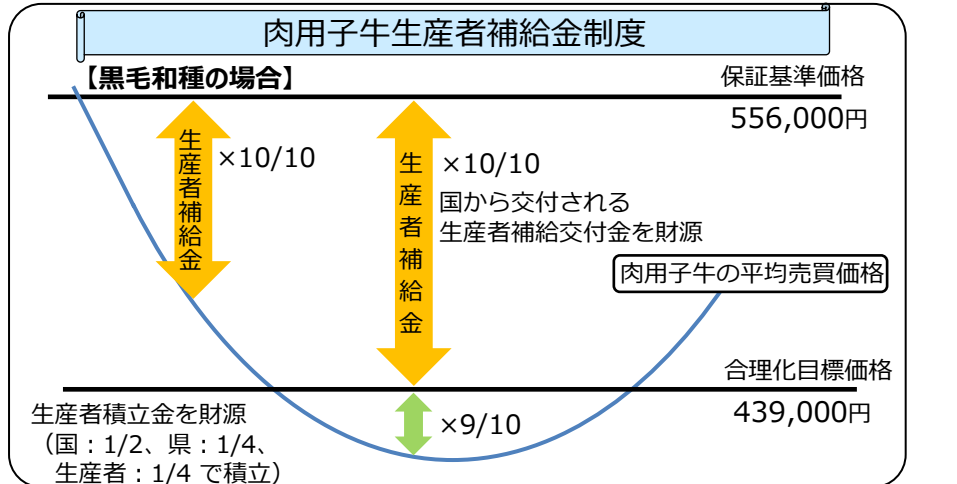
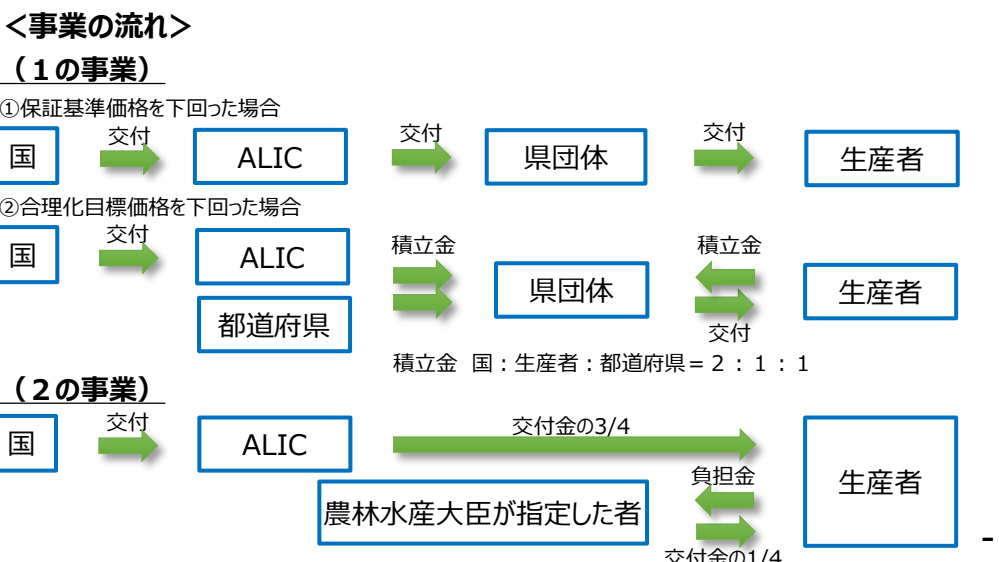
<政策目標>
牛肉の生産量の増加（33万t〔平成30年度〕→40万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援
肉用子牛生産者補給金（所要額） 66,227（66,227）百万円
肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。

2. 肉用肥育経営安定のための支援
肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）（所要額） 97,726（97,726）百万円
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立による積立金から支出します。）。



【お問い合わせ先】（1の事業） 畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）
（2の事業） 企画課（03-3502-5979）

○ 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

【令和6年度予算概算要求額

養豚	(所要額)	16,804	(16,804)	百万円
採卵養鶏	(所要額)	5,174	(5,174)	百万円

<対策のポイント>

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
(TPP11協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)については、補填率等の引上げを実施。(平成30年12月))

<政策目標>

- 豚肉の生産量の増加(90万t[平成30年度]→92万t[令和12年度まで])
- 鶏卵価格の安定化(卸売価格の変動幅:平均卸売価格の±25%以内[毎年度])

<事業の内容>

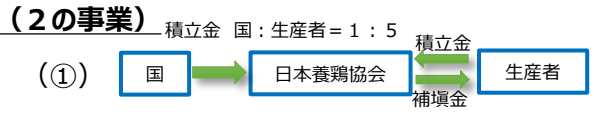
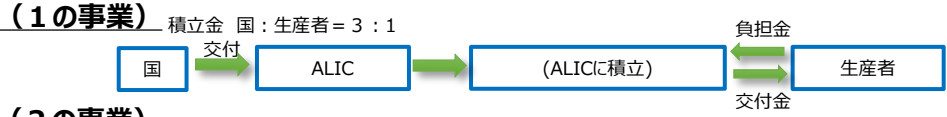
1. 養豚経営安定のための支援

肉豚経営安定交付金(豚マルキン) (所要額) 16,804 (16,804) 百万円
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立てによる積立金から支出します。)

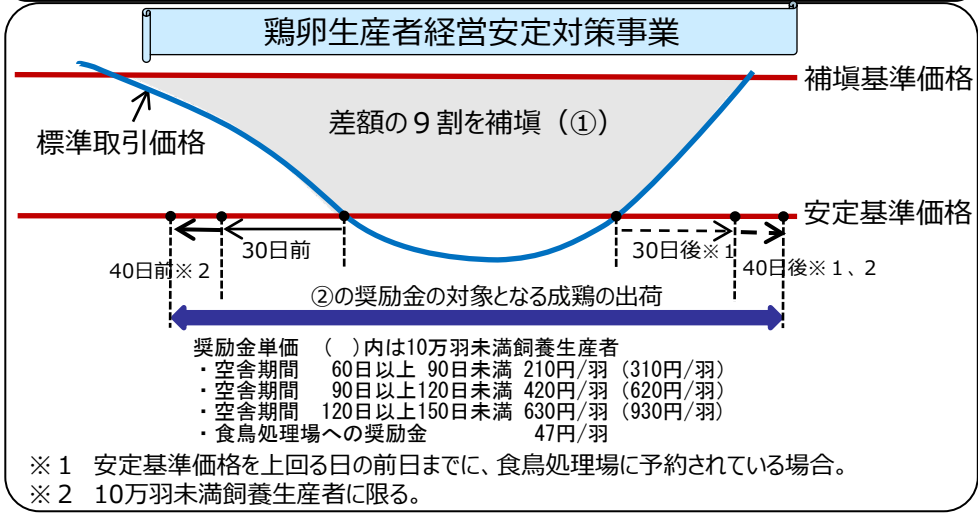
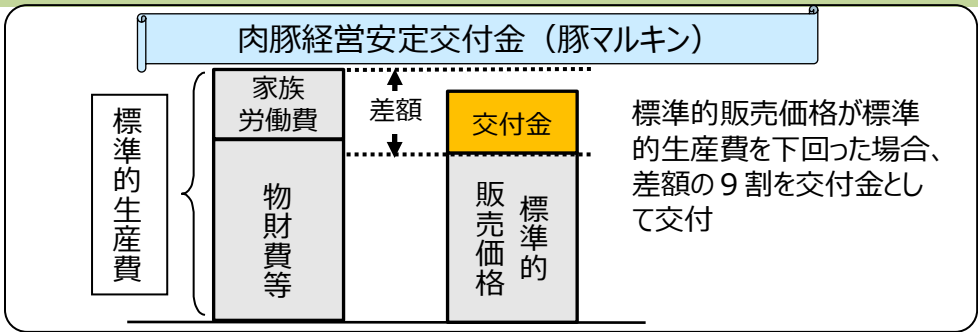
2. 採卵養鶏経営安定のための支援

- 鶏卵生産者経営安定対策事業 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円
- ① 鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填します。
 - ② 鶏卵価格が安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。
 - ③ 確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局企画課 (03-3502-5979)
(2の事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)